

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第7-3号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則第7-2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記第1号様式（第3条関係） 勤務延長の期限の延長承認申請書 (略) 任命権者 (略)	別記第1号様式（第3条関係） 勤務延長の期限の延長承認申請書 (略) 任命権者 <u>印</u> (略)
別記第2号様式（第5条関係） 勤務延長職員の異動承認申請書 (略) 任命権者 (略)	別記第2号様式（第5条関係） 勤務延長職員の異動承認申請書 (略) 任命権者 <u>印</u> (略)
別記第3号様式（第7条関係） 勤務延長の状況報告書 (略) 任命権者 (略)	別記第3号様式（第7条関係） 勤務延長の状況報告書 (略) 任命権者 <u>印</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。